

厚生労働科学研究費補助金の 不正経理への対応について（案）

「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」
（平成18年8月31日・総合科学技術会議決定）及び一連の研究費の不適正
な使用の教訓を踏まえつつ、対応を検討。

• 厚労科研費の制度の周知徹底

- 厚労科研費の事務手続きに必要な文書を厚生労働省のHPに掲載（実施済み）
- 厚労科研費のルールを分かりやすく解説するハンドブックを作成（作成中）
- 厚労科研費の各事業の問い合わせ窓口を明示化（作成中）

• 厚労科研費の効果的・効率的な検査等

- 省内担当者向けに、申請書のチェックリストの配付、勉強会の実施（H19年4月実施）
- 研究機関に対して研究資金の管理体制及び監査の報告を求める（H20年度公募に向け検討中）

• 厚労科研費の管理に関する研究機関の責任の一層の明確化

- 「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」を改正（検討中）
 - ・ 研究費の交付条件として、機関経理を必須化
 - ・ 責任者の明確化及び研究資金使用に関する機関内のルールの策定及び周知
 - ・ 旅費・人件費及び謝金・物品購入等の機関での執行管理
 - ・ 内部又は外部監査の実施
 - ・ 不正事案の調査、処理及び報告体制の整備

• 不正使用等を行った研究者に対する措置について

- 2～5年間の厚労科研費の交付制限（実施済み）

• 不合理な重複及び過度の集中の排除について

- 研究計画書に他の競争的資金等の応募・受け入れ状況を記載（実施済み）
- 研究者が得る予定の各研究費に対してエフォート配分を記載（実施済み）
- 文部科学省が開発している「研究開発管理システム」を活用し、効率的な重複・集中の排除を図る予定（H20年度以降随時導入）

• 研究費の適切な管理体制等に問題がある研究機関等に対する措置

- 研究機関に明らかな問題がある場合には、問題が是正されるまで研究費支給の見合わせ、間接経費の支給の停止等を実施（検討中）

「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」との対照表

	指針における記載 (関係府省・配分機関・研究機関において今後取り組むべき事項)	厚生労働省の対応	対応時期
(1) 関係府省・配分機関			
①	ルールを整備・明確化(別紙参考1参照)と研究機関・研究者等への周知徹底を図る(ハンドブックの作成・配布、説明会の開催、相談窓口・不正告発窓口の設置等)。併せて、府省・制度間での可能な範囲でのルールの統一化に取り組む。	・厚生労働科学研究費補助金の事務手続きに必要な文書を厚生労働省のホームページに掲載	実施済み
		・厚労科研費のルールを分かりやすく解説するハンドブックを作成	作成中
		・厚生労働省内の担当者向けに制度の理解増進のための勉強会を開催	H19/4 実施済み
		・厚労科研費の各事業の問い合わせ窓口を明示	作成中
②	効率的・効果的な検査等の仕組みを整える(検査等の手順のマニュアル化、臨時の実地検査の実施等)。	・省内担当者向けに、申請書のチェックリストの配付	H19/4 実施済み
③	研究費管理に関する研究機関の責任を一層明確化する(機関経理の徹底)。	・「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」を改正し、研究機関に対して研究資金の管理体制構築及び監査報告を求める	H20年度 公募に向け 検討中
④	競争的資金の不正使用等を行った研究者について、応募資格制限措置の徹底に加え、悪質な事案については、その概要を公表する。	・不正使用等を行った研究者について、2～5年間の厚労科研費の交付制限	H18年度 実施済み
		・研究費の不正使用のうち、悪質な事案については、概要を公開する可能性がある旨、公募要項に記載	実施済み
⑤	競争的資金の交付に当たっては、(2)に掲げる研究機関におけるルールや管理・監査体制等の整備を求め、取組が不十分な場合は、必要な指導・助言等を行う。	・研究機関に対して研究資金の管理体制構築及び監査報告を求める	H20年度 までに整備
⑥	研究機関における研究費の管理・監査体制等に著しい問題があり、かつ、具体的な指導等にかかわらず理由なく改善措置を講じない場合等研究機関に明確な責任がある場合、その研究機関に対して競争的資金の交付を一定期間停止する等の措置を導入する。その際、研究費の特性、研究者と研究機関の責任の峻別、研究活動への影響等を十分に踏まえることとする。	・研究機関に明らかな問題がある場合には、問題が是正されるまで研究費支給の見合わせ、間接経費の支給の停止等を実施	検討中
⑦	プロジェクト研究も含めた研究費の不合理な重複・過度の集中の排除を徹底する(府省共通研究開発管理システムの早期整備・活用等)。	・研究計画書に他の競争的資金等の応募・受け入れ状況及び研究者が得る予定の各研究費に対してエフォート配分を記載。	実施済み
		・文部科学省が開発している「研究開発管理システム」を活用した、効率的な重複・集中の排除を図る予定	H20年度以降 随時導入
⑧	上記に掲げるほか、各研究機関における(2)の取組を促すとともに、情報提供等の必要な支援の充実に努める。	・(2)の取り組み等を含む「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」を改正し、各研究機関に周知	検討中

(2) 研究機関			
①	研究者本人が経費支出手続きに直接関わらない仕組みの徹底を含め、研究機関における研究費の使用等のルールの整備・明確化（別紙参考2参照）とその周知徹底、研究者等のモラルの向上を図る（研修会の開催等）。	<ul style="list-style-type: none"> ・「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」を改正 <ul style="list-style-type: none"> －研究費の交付条件として、機関経理を必須化 －責任者の明確化及び研究資金使用に関する機関内のルールの策定及び周知 －旅費・人件費及び謝金・物品購入等の機関での執行管理 	検討中
②	研究費の管理・監査体制を整備する（責任者の明確化、チェックシステムの整備、積極的な内部監査・外部監査の実施、事務体制の強化等。なお、研究機関・研究費の特性・規模等に応じたものとする）。	<ul style="list-style-type: none"> ・「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」を改正 <ul style="list-style-type: none"> －責任者の明確化及び研究資金使用に関する機関内のルールの策定及び周知 －内部又は外部監査の実施 	検討中
③	不正事案の調査・報告・処理体制を整備する（内部通報窓口の設置、通報者の保護、調査体制の整備と迅速・公正な調査の実施、配分機関・関係府省への報告、刑事告発、不正事案の公表等。なお、研究上の不正への対応と可能な範囲での手続き面の共通化を図る）。	<ul style="list-style-type: none"> ・「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」を改正 <ul style="list-style-type: none"> －不正事案の調査、処理及び報告体制の整備 	検討中
④	繰越明許費制度の活用を含め、ルールの範囲内での研究費の一層弾力的・効果的な運用や間接経費の有効な活用に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「厚生労働科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」を改正し、具体的な事例を充実し、研究者にとってより分かりやすいものとした ・平成19年度、外国旅費、国内旅費の使用の弾力化を図るとともに、人件費を計上できる研究課題を大幅に拡充したところ。今後とも、研究費使用の弾力化に取り組む 	平成19年度 実施済み

厚生労働科学研究費補助金の詐取事件について

1. 事件の概要について

(1) 1 件目 (平成 19 年 3 月 9 日逮捕、3 月 30 日起訴)

容疑者が、直属の部下 (当時) を A 研究班の分担研究者として参加させ、分担研究者に配分された厚生労働科学研究費補助金の余剰金について、納入業者から消耗品を購入した事実がないのに、購入したように見せかけて、余剰金の返還を免れ、不法な利益を得た。(詐取額：約 210 万円)

(2) 2 件目 (平成 19 年 4 月 2 日逮捕、4 月 23 日起訴)

容疑者が、B 研究班に研究協力者として参加し、配分された厚生労働科学研究費補助金の余剰金について、納入業者から消耗品等を購入した事実がないのに、購入したように見せかけて、余剰金の返還を免れ、不法な利益を得た。(詐取額：約 175 万円)

(3) 3 件目 (平成 19 年 4 月 25 日逮捕、5 月 16 日起訴)

容疑者が、C・D 研究班の主任研究者に働きかけて、納入業者から消耗品を購入した事実がないのに購入したように見せかけ、厚生労働科学研究費補助金の余剰金の返還を免れ、不法な利益を得た。(詐取額：約 260 万円)

- ※ いずれも納品業者に消耗品を購入した事実がないにもかかわらず、架空の請求書等を作成して購入したように見せかけ、研究費を支出。
- ※ 支出した研究費は納品業者より容疑者へ返還させて詐取。

2. 考えられる対応案

- 機関における研究費管理の徹底 等